

## 1 法的根拠

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（文部科学省）より

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、法という。）、福島市いじめ防止基本方針に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定めるものとする。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組む。
- (2) いじめはすべての児童に関する問題であり、どの子どもにも起こりえるとの認識に立ち、いじめの未然防止について組織的に取り組み、いじめの早期発見・早期対応・早期解決にあたる。
- (3) 児童の生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、家庭・地域・教育委員会・関係機関等と連携し、解決を図る。

## 3 いじめ問題に関する基本的な考え方

- (1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと。
- (2) 「いじめること」「いじめられること」は、どの子にも起こりうる問題であることを認識すること。
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- (4) いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有していること。
- (5) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題であること。
- (6) いじめは担任一人で解決できるものではなく、全校体制で取り組む必要があること。
- (7) 家庭・学校・地域社会などの全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること。

## 4 組織

いじめ防止対策委員会

（主宰：校長，全教職員。必要により PTA 会長，スクールカウンセラー等の出席を依頼する。）

## 5 主な取組

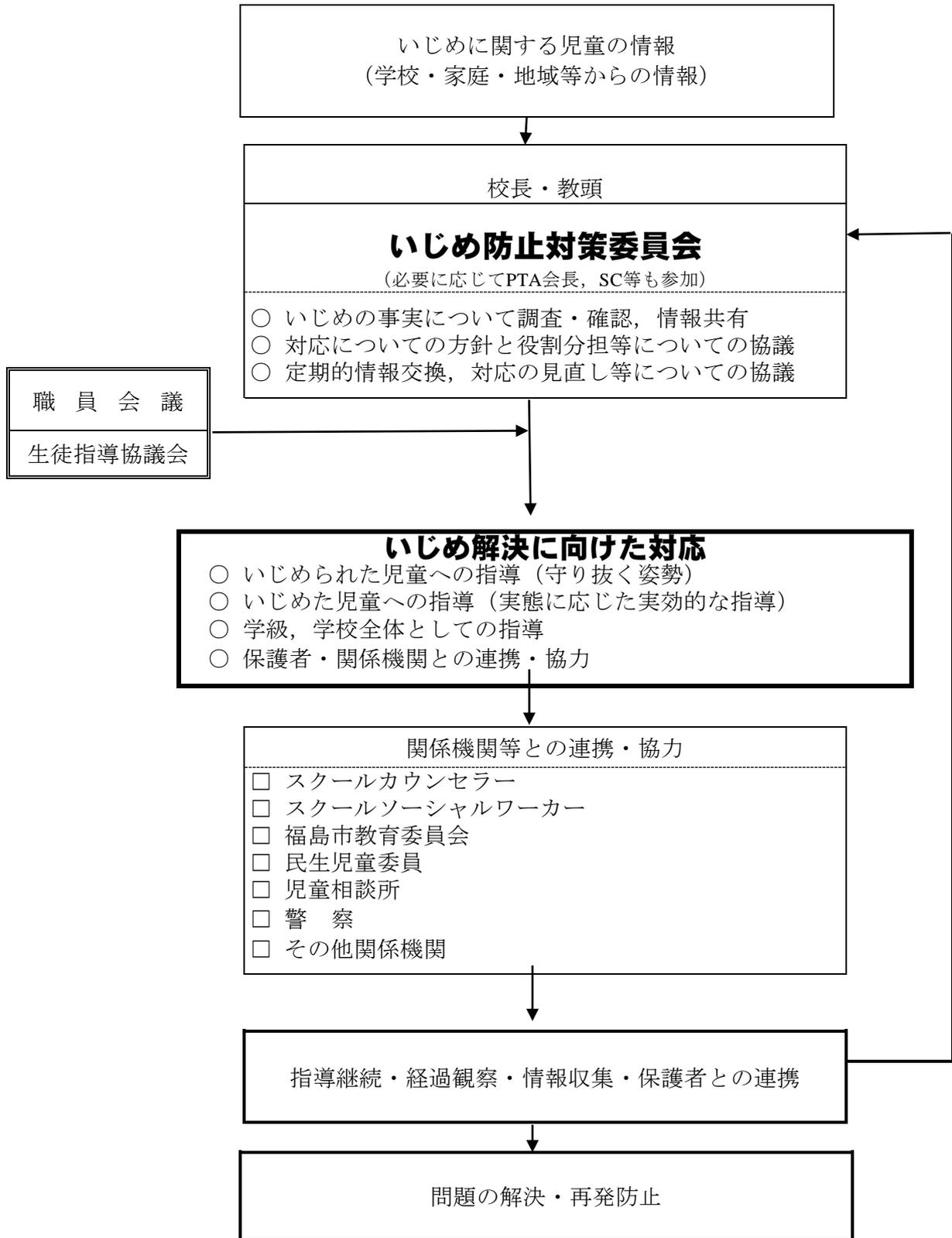
- (1) いじめの早期発見・早期対応
  - ① 年度初めに、本基本方針および、生徒指導年間計画について全教職員で確認する。
  - ② 教師と子ども、子ども同士の信頼関係を構築するとともに、子ども一人一人のよさを伸ばす取組を行うことで、居場所づくり、絆づくりを行い、子ども一人一人に居場所のある温かい学級づくりを推進する。
  - ③ 道徳教育，人権教育，国際理解教育等を充実するとともに、保護者や地域住民への啓発活動を行う。
  - ④ 児童の小さな変化も見逃さずに対応にあたることができるよう、教職員同士での日頃の情報交換を密にする。

- ⑤ 「佐原っ子アンケート」を5月・10月に実施し、「いじめ防止のためのチェックリスト」を活用し、児童の不安や悩みを的確に捉えるとともに、実状に応じて個人面談を実施する。
- ⑥ いじめ防止対策委員会を6月・11月に開催する。いじめの定義に基づいて認知した場合、重大事態が発生した場合、校長が依頼した事案がある場合には随時開催する。その中で、いじめの事実関係を調査・確認し、今後の組織的な対応についての方針や具体的な手立て、役割分担、対応の状況を協議する。
- ⑦ いじめの問題の克服と再発防止までを解決までの一連の指導ととらえ、指導の継続とともに経過観察に当たる。
  - ア 児童への支援
    - ・ いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の生命・安全を確保する。
    - ・ スクールカウンセラー・養護教諭等と連携しいじめられた児童の心のケアを行う。
    - ・ いじめを見ていた児童が自分の問題としてとらえられるよう指導する。
    - ・ 教育的配慮のもと、いじめた児童への指導を行う。
  - イ 保護者との連携
    - ・ いじめられた児童の保護者に対する十分な説明と支援をする。
    - ・ いじめた児童の保護者に対し家庭での指導に関する助言を行う。
    - ・ 必要に応じ保護者会の開催などにより保護者との情報共有を図るとともに、対応についての連携・協力によりその解決を図る。
  - ウ 関係機関等との連携・協力
    - ・ 必要に応じて関係機関等へ連携・協力を求め、解決につなげる。  
【スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 民生児童委員等】
    - ・ 福島市教育委員会に報告し、福島市及び福島市教育委員会が行う調査への協力をする。
    - ・ 犯罪行為等として取り扱われるべきと認められる事案については、児童相談所、警察等との連携を図る。

## (2) 児童理解に基づく適切な教育指導

- ① 学校教育全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜びなどについて適切に指導する。これらについては、特に道徳教育を通して指導の充実を図る。
  - ・ 道徳の時間の指導の充実（生命尊重 思いやり親切）
  - ・ 縦割り活動の充実（佐原タイム 元気わくわく 縦割り活動 等）
  - ・ 体験活動の充実（総合的な学習の時間 生活科）
  - ・ 自然体験活動（森林環境教育）
- ② 決していじめを許さない学級経営を進め、児童一人一人に寄り添った心の通い合う指導を行う。
  - ・ わかる授業の展開
  - ・ 学級活動の充実
  - ・ 担任と児童との信頼関係の構築
- ③ 児童のよさを認め励ますとともに、学級や学校における役割に対するの満足感や充実感を持たせ自己肯定感を高める。
  - ・ 特別活動の充実（学校行事 クラブ活動 委員会活動 学級の係や当番活動 等）
  - ・ 縦割り活動の充実（佐原タイム 元気わくわく 縦割り活動 等）
  - ・ シルバータロウ賞による善行紹介
- ④ 実践的な研修を行い、いじめ問題についての共通理解や指導力の向上を図る。

6 いじめ発生時の組織的対応図



※ 「いじめの定義」 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）より  
 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。